

受付終了分
(7/25~9/17)

新設保育所等整備法人

募 集 要 項

(生瀬町2丁目)

令和元年7月
西 宮 市

新設保育所等整備法人募集要項 (生瀬町2丁目)

令和元年7月

1 募集の趣旨

西宮市では、生瀬小学校区の教育・保育環境の充実を図るため、市立生瀬幼稚園（生瀬町2丁目）の園舎、敷地において、以下の条件で保育所、又は幼保連携型認定こども園を整備・運営する法人を募集します。

2 応募資格

以下の（1）から（7）の条件をすべて満たしていること。

- （1）平成31年4月1日現在、兵庫県、大阪府、京都府、奈良県、和歌山県、滋賀県で、認可保育所、幼稚園または認定こども園（地方裁量型は除く）を1年以上運営している社会福祉法人又は学校法人であること。
- （2）社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を熟知し、保育事業に熱意と理解を持ち、保育所の運営を適切に行う能力を有する法人であること。
- （3）西宮市の保育行政をよく理解し、積極的に協力する法人であること。
- （4）資金計画及び事業計画が確実であること。
- （5）学校法人が応募する場合は、「保育所の設置認可等について」（平成26年12月12日付け雇児発1212第5号一部改正厚生労働省児童家庭局通知第1の3の（3））による条件を満たすこと。
- （6）法人本部及び法人が現に運営している施設について、過去3か年において法令に基づく改善の命令、事業停止、または業務停止等の処分を受けていないこと。また、所管庁の直近の監査・実地指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指導を受けていない場合と同様の扱いとします。
- （7）西宮市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

3 募集の概要

（1）募集施設

児童福祉法第7条に規定する保育所、又は幼保連携型認定こども園（以下、保育所等という。）

（2）整備手法

土地・建物（現・西宮市立生瀬幼稚園園舎）は無償貸付（使用貸借）とし、法人が園舎の内装改修工事を実施し、（1）記載の施設に用途変更した上で保育を実施するもの。

* 現園舎には給食室（調理設備）が無い為、内装改修工事により園舎内に設けること。

なお、給食室を別棟として増築することは不可とする。

* 認可保育所として整備した場合、原則として認定こども園への移行は認めないため、開園後に認定こども園へ移行する意向がある場合は、当初から幼保連携型認定こども園として整備すること。

(3) 設置場所等

- ア 地 番 西宮市生瀬町2丁目662番1、662番2、662番3、664番、665番1、665番3、666番、667番、668番、669番、670番6、671番、658番1の一部
* 658番1は、西宮市生瀬財産区所有のため、転貸借とする。
- イ 登記面積 市有地：計1,934.81㎡、生瀬財産区所有地：181.019㎡
計約2,115.8㎡
* 面積については、測量等により変動が生じる場合があります。
- ウ 用途地域等 第2種中高層住居専用地域、建ぺい率60%、容積率200%
第2種高度地区、都市ガス、公共下水道
- エ 接道条件 東側市道「塩第6号線」
- オ 現 況 西宮市立生瀬幼稚園の園舎、園庭、駐車場等 ※運営中。
- カ 既存建物等 詳細は別紙1～4のとおり。別紙1～4については、7(1)に記載する事前登録を行った法人に対してのみ、PDFファイル形式にて電子メール添付で配布します。
* 建物の概要は別紙1のとおり。
* 既存園舎の配置図、平面図、立面図、断面図、求積図は別紙2(2-1～2-7)のとおり。
* 外構周りの撤去・残置予定については、別紙3のとおり。なお、残置を希望するものがある場合は、別途市と協議とします。
* 改修にあたっての参考資料は、別紙4のとおり。
* 既存園舎内の備品は撤去します。(移転後の生瀬幼稚園で使用)
* 既存園舎における外壁のアスベスト含有状況は未調査です。
- キ 定員構成 * 0歳児から5歳児までの計80～90人程度とすること。
* 0歳児は3人とし、2・3号認定については、2歳児と3歳児の定員差を10人以上設けること。
* 1号認定の定員は、合計で15人以下とすること。
* 年齢ごとの定員例は次のとおり。

類型／年齢	内訳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
認可保育所	2・3号	3	5	9	21	21	21	80
幼保連携型 認定こども園	2・3号	3	5	9	19	19	19	74
	1号	—	—	—	3	3	3	9

ク 開園時期 令和3年4月1日

4 保育所等設置に関する条件

- (1) 法人自らが児童福祉法第7条に規定する保育所又は幼保連携型認定こども園を設置し、運営を行うこと。
- (2) 土地・建物は、使用貸借契約による無償貸付とし、建物は法人が令和2年度中に内装改修工事に着手し、令和3年4月1日に開園すること。

- (3) 土地・建物は、令和2年10月を目途に現況有姿（既存樹木を含む）にて引き渡すものとし、以後の管理責任の一切は法人が負うものとする。また、使用貸借であることから、土地・建物の維持管理に要する諸経費（修繕費用を含む。）についても法人の負担とする。
- (4) 施設の整備に要する諸費用（調査、測量、設計、内装改修（調理室への改修を含む）・外構工事、他一切を含む。）は法人の負担とする。
- (5) 敷地の駐車場部分（地番：662番2）については、今後、本市の予算措置がなされることを条件に、市がアスファルト舗装・困障・電気設備工事を実施する。また、同駐車場を生瀬幼稚園入所児童の保護者が利用する場合には、調整を図ること。
- (6) 西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例、又は西宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例、西宮市開発事業等におけるまちづくりに関する条例、建築基準法、消防法その他関係法令及び通知等を遵守すること。
- (7) 施設整備（内装改修工事等）にあたっては、次のとおり近隣住民等に配慮すること。
- ア 施設の設計・計画にあたっては、騒音対策、調理室からの臭気対策、窓位置等の目隠し、園庭の砂塵等、近隣の居住環境に十分に配慮して計画すること。
 - イ 選定後の施設整備にあたっては、近隣住民等に対し、整備計画や運営等について適宜説明や調整を行うとともに、苦情・紛争等についても、誠意をもって対応すること。
 - ウ 工事施工にあたっては、近隣住民等に対し、工事スケジュールや連絡先等について説明を行うとともに、騒音対策、安全対策、駐車場計画、工事車両計画等に留意するなど近隣・地域への影響に十分に配慮すること。
 - エ その他、本市の指導に従い、適宜配慮を行うこと。
- (8) 施設の設計にあたっては、保育室等について、次のとおり配慮すること。
- ア 保育所保育指針、又は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
 - イ 各室の配置や形状等について、児童及び職員の動線や保育環境に配慮すること。
 - ウ 保育室等の配置や面積等について、地域の保育需要に合わせた柔軟な定員構成や児童の受け入れに対応できるよう配慮すること。
 - エ その他構造・設備等について、落下及び転落に対する防止、指はさみ防止、転倒防止、照明器具や窓ガラス等の飛散防止など、保育環境を整備すること。
 - オ 防音カーテンを設置する、内装に吸音材を取り入れて室内の反響を防止するなど、防音対策を講じること。
 - カ 敷地南側（駐車場側）からも通園可能となるように計画すること。
- (9) 決定法人は、本市とともに近隣説明会を開催すること。

5 保育所等の運営に関する条件

- (1) 施設長については、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であつて、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を熟知しており、保育の実施と運営上に根拠となる法令はもちろん、基本的な関連法令（福祉分野に限らず雇用・労働、防災、環境への配慮に関するもの等）を正しく理解しており、次のア又はイのいずれかに該当すること。原則、申請後の施設長の交替は認めない。

ア 認可保育所として整備する場合

(ア) 保育所、幼稚園又は認定こども園において、園長等幹部職員（副園長、主任）として5年以上の勤務経験を有する者。

(イ) 当該園を適切に管理及び運営する能力を有する者で、(ア)の資格を有する者と同等の資質を有すると認められる者。

イ 幼保連携型認定こども園として整備する場合

(ア) 幼稚園教諭の専修（又は一種）免許状と保育士資格の両方を有する者で、教員、児童福祉施設の直接処遇職員等の職に5年以上従事していること。

(イ) 当該園を適切に管理及び運営する能力を有する者で、(ア)の資格を有する者と同等の資質を有すると認められる者。

- (2) 職員の配置については、本市条例の配置基準を遵守するとともに、児童の処遇向上や職員体制の充実のため、必要に応じて、常勤的非常勤職員やパート職員を配置すること。

- (3) 配置した職員については、積極的に外部の研修に参加させるとともに、園内研修の実施など、施設長を含めた職員の資質向上に努めること。

- (4) 日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）以外は、開園すること。

- (5) 11時間の開所時間に加え、延長保育を30分以上実施すること。

- (6) あゆみ保育（障害児保育）を実施すること。

- (7) 要保護児童や、多様な症例（医療的行為の必要がない内科疾患）の児童を受け入れ保育すること。

- (8) 地域の子育て支援事業として、一時預かり事業を実施すること。なお、受け入れ人数等については、「保育所等事業計画書」において提案すること。

- (9) 給食の実施については、原則として自園調理とし、次の事項に十分注意して給食を提供すること。なお、調理業務は委託することができるが、その場合は「保育所における調理業務委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省家庭局長通知）を遵守すること。

ア 園で提供する食事については、季節感のあるものを適時・適温にて提供すること。

イ 園児の健康状態やアレルギー食への特別な配慮（除去食、代替食）を行うこと。

ウ 食育基本法（平成17年法律第63号）や保育所保育指針、又は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、各年齢の発育・発達過程に応じた食育に取り組むこと。

エ 献立の提示や展示食等を実施するとともに、必要に応じて児童に対し栄養指導を行い、保護者に対する食を通じた子育て支援を行うこと。

オ 食材は安全な食材を確保すること。また食材に関する情報提供を適宜行うこと。

- (10) 緊急時・災害時の対応について、事前に本市及び保護者に明確にすること。
- (11) 事故が発生した場合は、状況に応じて、その原因、状況及びこれに対する処置について、速やかに本市及び保護者に報告するとともに、責任を持って対処すること。
- (12) 保護者・園児等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令に準じ、その取扱いに特に注意を払うとともに、情報の流出が生じないよう対策を講じること。
- (13) 保護者との意思疎通を図り、質問・要望等には責任をもって対応するとともに、保護者の意見を保育所運営に反映させること。
- (14) 苦情解決体制を整備し、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、本市及び保護者に明確にすること。
- (15) 地域の子育て支援施設としての役割を認識し、在宅の子育て家庭に対する支援事業を実施すること。取り組み、実施予定の事業については「保育所等事業計画書」において提案すること。
- (16) 市民ニーズに応えた地域子ども・子育て支援事業等を積極的に行い、実施予定の事業については「保育所等事業計画書」において提案すること。
- (17) 利用者の立場に立ち、良質かつ適切なサービスを提供するよう、事業運営上の具体的な問題点を把握し、改善に結びつけるとともに、自ら積極的に第三者評価を受け、その情報を公開すること。
- (18) 本市の待機児童解消対策に協力すること。
- (19) 地域における公益的な取り組みを実施し、地域社会に貢献すること。特に地域の催事等に積極的に参加するように努めること。
- (20) 運営にあたっては、保護者の通園手段を把握し、自動車通園予定者や自転車通園予定者には駐車許可証を発行するなど行い、通園マナーを遵守させること。
- (21) 生瀬小学校区内の小規模保育事業所と交流を図り、連携を取るよう努めること。

6 開設経費及び運営経費にかかる補助

(1) 施設改修費

ア 認可保育所として整備する場合

当該事業が国の保育対策総合支援事業費補助金の対象事業として採択された場合は、補助金が交付されます。施設開設時に必要な建物の改修費等（内装工事費等に限り。）に対する補助で、補助額は補助対象経費に係る実支出額の4分の3とし、2,400万円を上限に補助します。なお、補助金については、今後、本市の予算措置がなされることを条件に実施するものです。また、実際の補助額は令和2年度以降の補助制度によって変更となる場合があります。

施設改修費等の補助を受ける場合は、西宮市の指示に従って補助金申請を行い、補助金交付決定後、事業者による競争入札を行い、施工業者を決定すること。なお、西宮市の公共工事の入札に準じた入札を行わない場合には、自主整備によるものとし、補助金は交付しません。

イ 幼保連携型認定こども園として整備する場合

補助制度はありません。全額法人の負担において内装改修工事等を実施すること。

(2) 運営費

当該募集により選定され、施設基準等を満たして認可され、特定教育・保育施設として確認を受けた事業者は、「委託費」(公定価格)を給付します。また、特定教育・保育施設助成金等交付要綱に基づき助成します。

7 応募方法等

(1) 事前登録

既存建物に関する資料(別紙1～4)の配布、現地見学会への参加、本事業への応募にあたっては、事前登録が必要です。事前登録をしていない法人は受付期間内に申込書(応募書類)を持参した場合でも受付しません。

- ア 受付期間 令和元年7月25日(木)～令和元年8月30日(金)
- イ 提出方法 事前登録書(様式11)に必要事項を記載の上、件名を「公募(生瀬町2丁目)に係る事前登録書」とし、事務局メールアドレスへ送信すること。事前登録書を受領後、事務局から受領について「既存建物に関する資料(別紙1～4)」をPDFファイル形式で添付した上でメールを返信します。返信メールが届かない場合は、事務局に電話で確認すること。

(2) 現地見学会 ※事前申込制

「2 応募資格」に掲げる要件を満たし、本募集に応募を予定(検討を含む)している事業者のみ参加できます。参加を希望する場合は、7(1)に記載の事前登録を行った上で、申込手続きをしてください。

- ア 日 時 令和元年8月8日(木)午前10時30分から ※1時間程度。
- イ 場 所 西宮市立生瀬幼稚園(西宮市生瀬町2丁目3-16)
- ウ 申込手続 現地見学会参加申込書(様式12)に必要事項を記載の上、件名を「現地見学会参加申込書(生瀬町2丁目)」とし、令和元年8月6日(火)午後5時までに、事務局メールアドレスへ送信すること。参加申込書を受領後、事務局から受領についてメールを返信します。返信メールが届かない場合は、事務局に電話で確認すること。
- エ 留意事項
 - * 参加可能人数は、1事業者につき3名以内。ただし、1事業者3名以内であれば、事業者の職員ではない設計士等の同行も可。
 - * 参加にあたっては、公共交通機関を利用すること。
 - * 現地見学会への参加は、応募に関する必須要件ではありません。

(3) 計画通知(園舎新築時のもの)関係書類の閲覧 ※事前申込制

閲覧を希望する場合は、7(1)に記載の事前登録を行った上で、申込手続きをしてください。

- ア 閲覧期間 令和元年7月29日(月)～令和元年9月6日(金)
- イ 申込手続 計画通知関係書類閲覧申請書(様式13)に必要事項を記載の上、件名を「計画通知関係書類閲覧申請書(生瀬町2丁目)」とし、閲覧希望日の2日前(土・日・祝日は除く)までに、事務局メールアドレスへ送信すること。閲覧申請書を受領後、事務局から閲覧可能日時についてメールを返信します。

(4) 申込書（応募書類）の配布申請期間

- ア 申請期間 令和元年7月25日（木）～令和元年8月30日（金）
- イ 配布方法 申込書については、電子メールにより配布いたします。
件名を「公募（生瀬町2丁目）に係る申込書」とし、法人名・連絡先住所・電話番号・担当者名を記入のうえ、事務局メールアドレスへ送信してください。

(5) 申込書の受付

- ア 受付期間 令和元年9月9日（月）～令和元年9月17日（火）
午前9時～午後5時30分（正午～午後1時を除く）
- イ 受付場所 西宮市 こども支援局 子供支援総括室 保育施設整備課
市役所本庁舎7階 75番窓口
- * 申し込みにあたっては、あらかじめ日時を連絡のうえ、申込者または事務手続き者が持参してください。郵送は不可です。

(6) 提出部数 17部（原本1部及び写し16部）

- * 原本を提出できない書類は、原本証明又は記載事項証明を付すこと。

(7) 注意事項

- * A4ファイルの厚さは3cm以内に収めること。
- * 提出書類については、要点を整理して記載し、両面印刷にするなど簡潔にまとめること。
- * 提出書類は、資料番号ごとに、台紙をはさみ、資料番号を明記すること。
- * 提出された書類等は返却しません。
- * 応募のために生じる一切の費用については、申込者の負担とします。
- * 必要に応じて、別途資料を請求する場合があります。
- * 書類提出後に辞退する場合は、必ず辞退届（様式10）を提出すること。
- * 提出書類について情報公開請求があった場合は、「西宮市情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- * 受付期間を過ぎたもの、申請書や添付書類に不足があるものは受理しないので、提出時には十分確認の上、提出すること。

8 選定の方法等

(1) 法人の選定方法

本市の附属機関である西宮市保育所等整備審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、事業計画書について審査し、市が決定します。選定にあたっては、書類審査に加え、ヒアリングを実施します。

ア ヒアリングには応募法人の代表者、事業責任者、施設長予定者等（6名以内）が出席すること。なお、市が指定した日時のヒアリング審査へ出席ができない場合は、選定対象から除外します。

イ 審査委員会において、「事業者の状況（様式2）」、「保育所等事業計画書（様式3）」、「資金収支予算書（様式4）」、「保育所等施設計画書（様式5）」、「施設整備資金計画書（様式6）」、「施設長予定者経歴書（様式7）」等について審査を行い、市の求める基準に達している法人の中から、最上位に評価された法人を選定します。

ウ 応募法人及びその関係者による審査委員会の委員への不当な接触を禁止します。
不当な接触が認められた場合には、失格とし、選定対象から除外します。

エ 書類審査において、募集条件を満たしていないことが判明した法人については、
選定対象から除外することとし、ヒアリング審査を実施しません。 その場合には、
応募法人にその旨を文書で通知します。

(2) 選定結果

ア 整備法人の決定は、令和元年12月下旬を予定しており、選定結果は応募法人に文書で通知します。なお、電話等による問い合わせには応じられません。

イ 新設保育所等整備法人として決定した法人名及び計画概要については、市ホームページ等で公表します。

9 その他

- (1) 決定法人は本募集要項に記載した諸条件を遵守するほか、施設の整備（改修）及び運営にあたっては、関係法令を遵守することはもとより、西宮市の指導に応じること。
- (2) 内装改修費の増額などで資金計画に変更が生じる場合は、原則として自己資金（寄付金、積立金等）で対応すること。
- (3) 保育所等の整備・運営に係る近隣との協議、調整については、責任を持って対応すること。
- (4) 施設整備（改修）に伴う建築基準法による確認申請及び保育所等設置認可等に係る諸手続きは、決定法人が自ら行うこと。
- (5) 内装改修工事の請負業者の選定に際しては、本市の指導に基づいて入札（原則として公募型指名競争入札）を実施すること。
- (6) 市は決定法人において、本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき、又はその他の事情により、適切な保育事業の実施が困難と認めるときは、新設保育所等整備法人の決定を取り消すことができるものとします。この場合、法人はすでに要した費用の弁済を求めることはできないものとします。
- (7) 選定後に申請内容を変更する場合には、本市と協議の上、合意することを要します。
- (8) 開設後に保育所等を廃止又は休止するときは、本市と協議の上、承認が必要であるため、運営法人の意思のみで廃止又は休止することはできません。
- (9) 施設改修に係る補助金を活用する場合、改修部分の耐用年数以前に保育所等を廃止、又は施設（内装改修部分）を除却した時など、補助金の一部返還（財産処分）対象となる場合があるので留意すること。なお、返還が生じる場合は別途市と協議とします。
- (10) 本募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた際は、本市と協議して定めることとします。

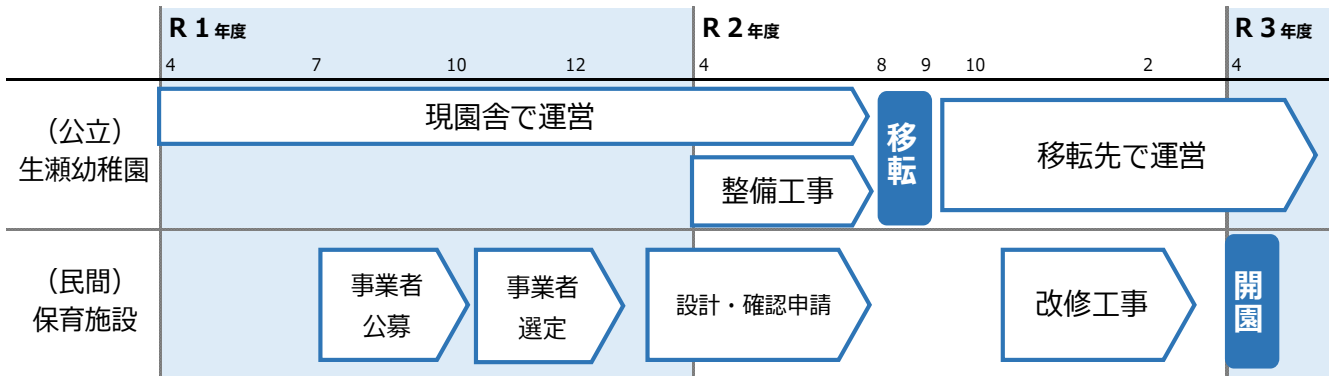
10 応募に関する質問の受付・回答

- (1) 応募にあたり質問がある場合は、軽微な場合を除き、別紙（様式9）「質問票」により行うこと。質問の受付期限は、8月28日（水）まで。回答は原則として質問受付日より1週間以内に質問者名を伏せて西宮市ホームページに掲載します。ただし、審査内容や評価項目等に関する質問については、一切回答しません。

- (2) 応募に際しての質疑回答のほか、応募期間中に応募者への連絡事項が生じた場合は、西宮市ホームページに掲載するので、当ホームページについては、定期的に確認をすること。(当ホームページ記載事項を確認しないことによる不利益については、一切責任を負いません。)
- (3) 生瀬幼稚園に対する直接の問い合わせ、現地見学会以外での視察等は一切禁止とします。

11 スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和元年 7月25日～8月30日	募集要項・申込書の配布、応募に係る事前登録
～8月6日	現地見学会参加申込締め切り
8月8日	現地見学会開催
8月28日	質問票受付締め切り
9月9日～9月17日	応募申込書受付
10月上旬～12月下旬	審査委員会開催及び事業者決定
令和2年 2月～7月	改修設計、建築基準法による確認申請
8月	市立生瀬幼稚園移転
10月～令和3年2月	園舎内装改修工事（事業者）
令和3年 3月	開園準備
令和3年 4月	保育所開設



12 事務局

西宮市 こども支援局 子供支援総括室 保育施設整備課
 〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所（本庁舎）7階
 電話 0798-35-3718 F A X 0798-35-5525
 E-mail hoikusei@nishi.or.jp

【位置図】



生瀬幼稚園（土地・園舎）を活用